

山陽小野田市民病院医療情報システム導入支援業務仕様書

1 委託業務名

1-1 山陽小野田市民病院 医療情報システム導入支援業務

2 目的

2-1 山陽小野田市民病院（以下、「当院」という。）は、平成 26 年 10 月に医療情報システム（電子カルテシステム及び一部の部門システム）を導入したが、システムハードウェア保守期限が迫っており、宇部・小野田医療圏の中核病院として地域に根差した安心安全な医療を提供するためにも現行システムの更新及び病院経営を踏まえたシステムの最適化が必要不可欠となっている。

また、当院がシステムの更新を進めるにあたり、医療情報システムに関する専門的な知見が必要とされ、通常業務を遂行しつつ医療情報システムの検討・調達・構築監理を行う必要がある。

そこで、医療情報システムに関する専門的な知見等を有し当院以外でも導入支援経験を有する事業者へコンサルティング業務を委託することで、当院の医療情報システム導入プロジェクトを効率的に進め、当院に最適な次期医療情報システムの導入と安定稼働を目指す。

3 委託の種類

3-1 コンサルティング業務

4 履行場所

4-1 名称 山陽小野田市民病院

所在地 〒756-0094 山陽小野田市大字東高泊 1863 番地 1

5 委託期間

5-1 契約締結後から令和 3 年 10 月 31 日

6 当院スケジュール（案）

【システム調達】

検討 令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日頃

業者選定 令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日頃

【システム構築】

構築 令和 3 年 2 月 1 日頃から令和 3 年 9 月 30 日

稼働 令和3年10月1日（厳守）

正常稼働確認期間 令和3年10月1日から令和3年10月31日

※ ただし、上記スケジュールに拘束されることなく、最終的に令和3年10月1日稼働が可能であれば、期間内は自由にスケジュール設定しても構わない。

7 委託内容

【システム調達支援業務】

7-1 プロジェクト管理

7-2 次期システム検討支援

7-2-1 システムの現状調査（ヒアリングを含む）

7-2-2 課題・要望の収集（ヒアリングを含む）

7-2-3 資料提供招請

7-2-4 システム機能・運用の確認支援

7-2-5 システム構成（調達範囲）の検討（価格交渉を含む）

7-2-6 調達仕様書案の作成

7-2-7 意見招請

7-2-8 調達仕様書の調整

7-3 業者選定支援

7-3-1 業者選定準備支援（保守に係る提案等も含む。）

7-3-2 業者選定支援

7-3-3 契約調整支援

【システム構築支援業務】

7-4 プロジェクト監理支援

7-5 システム構築支援

7-6 システム稼働支援・稼働後支援

8 成果物

8-1 成果物は紙媒体2部とし、同内容を当院で修正可能な電子データでも提出すること。

8-2 成果物の内容は以下のものとする。

【システム調達支援業務】

- ・プロジェクト計画書
- ・プロジェクト管理資料
- ・各種検討資料（システム検討、課題・要望検討、調達範囲検討）
- ・医療情報システム調達仕様書
- ・業者選定関連資料

- ・議事録
- ・業務を遂行する中で作成した資料

【システム構築支援業務】

- ・プロジェクト監理資料
- ・業務を遂行する中で作成した資料

9 特記事項

- 9-1 業務体制は、業務開始から完了まで一貫した体制とすること。尚、特別な事情の無い限り体制の変更は認めない。
- 9-2 当院職員の協力が必要なものについては当院担当者との調整のうえ、行うこと。
- 9-3 当院が保有する情報・データは、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に必要なに応じて提供する。また、当該情報・データの取り扱い（当院内での取り扱い及び当院から外部に持ち出す場合等）については、当院における個人情報取扱運用規則等の規定を適用する。
- 9-4 当院への訪問は毎月 4 日以上とし、進捗会議やプロジェクト管理会議のほか、必要な作業（現場確認、ヒアリング、個別打ち合わせ等）を想定し見込むこと。その他来院作業が必要となる場合は、当院との協議により調整できるものとする。
- 9-5 来院作業結果や打ち合わせ議事録については、作業日から 5 営業日以内に提出すること。
- 9-6 業務を遂行するにあたり一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に再委託する場合でも、受託者は当該業務に対する最終的責任を負うものである。また、再委託先の名称、業務内容について当院に十分な説明を行い、その承認を受けなければならない。
- 9-7 作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は当院に帰属する。また、これらの第三者等への提供や内容の転載については、当院の許諾を必要とする。
- 9-8 受託事業者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。
- 9-9 当院内においては、名札等により身分を明確にすること。
- 9-10 本業務においてその他必要な事項については、当院と協議の上で決定する。